

仕 様 書

1 件 名 令和7年度大館労働基準監督署外1施設で使用する電気の供給（低圧）（単価契約）（再度公告）

2 需 要 場 所

大館労働基準監督署（大館市字三ノ丸6-2）

供給地点番号 02-0177-3162-3300-2150-0005・0006

横手労働基準監督署（横手市旭川1-2-23）

供給地点番号 02-0178-2411-2231-1790-0001・0002

3 業種及び用途 官公署（事務所）

4 仕 様

（1）供給電気方式等（大館監督署・横手監督署とも同じ）

	従量電灯C	低圧電力
電気方式	単相3線式	三相3線式
電圧	100/200V	200V
周波数	50Hz	50Hz

（2）月別予定使用電力量、月別予定最大需要電力、月別力率実績、契約電力 別紙1「需要場所の仕様及び月別使用電力量」のとおり

※ 月別予定使用電力量はあくまでも予定であり、増減がある場合も了承すること。（月別予定使用電力量は4月から10月については令和6年度の同月の使用実績を、11月から3月については令和5年度の同月の使用実績を用いている）

予定契約電力は、別紙1「需要場所の仕様及び月別使用電力量」のとおりとする。契約電力を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議の上変更する。

（3）供給期間

令和7年4月の検針日（計量日）午前0時から令和8年4月の検針日（計量日）の前日午後12時まで

(4) 単位及び端数処理

- ① 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入すること。
- ② 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入すること。
- ③ 力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入すること。
- ④ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てること。
- ⑤ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てること。

(5) 入札書の金額

入札金額は、参加する業者において設定する契約電力及び使用電力量に対する単価を根拠として、別紙1「需要場所の仕様及び月別使用電力量」に示す契約電力及び使用予定電力量の対価の総額とする。

なお、入札価格の算定に当たって、力率割引がある場合は、低圧電力の力率を90%として適用し、燃料費調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(6) その他

- ① 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引または割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、東北管内のみなし小売電気事業者が定める約款等に準ずるものとする。
なお、力率割引及び燃料費調整等の方法について、契約事業者がより経済的な方法を採用している場合には、その適用を妨げるものではない。
- ② 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギーの導入、需要家に対する省エネルギーに係る情報提供、簡易的なデマンド・レスポンスの取組、地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組に関し、「秋田労働局が定める電力供給事業者に対するCO₂排出量に関する基準」(別紙2)を満たす者であること。
- ③ この仕様書に定めのない供給条件については、東北管内のみなし小売電気事業者が定める約款等をもとに協議するものとする。

需要場所の仕様及び月別使用電力量

別紙1

【低圧電力】

No.	需要施設	需要場所	検針方法等	予定使用電力量等														
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1	大館労働基準監督署	大館市字三ノ丸6-2	自動検針装置：有 検針方法：自動検針	月別予定最大需要電力 (kW)													最大	
				17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	
				月別力率実績 (%)														
				90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	
				月別予定使用電力量 (kWh)													合計	
				470	386	235	461	752	416	350	693	729	722	766	802	6,782		
2	横手労働基準監督署	横手市旭川一丁目2-23	自動検針装置：有 検針方法：自動検針	月別予定最大需要電力 (kW)													最大	
				14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	
				月別力率実績 (%)														
				90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	
				月別予定使用電力量 (kWh)													合計	
				101	59	204	357	667	428	87	180	249	257	221	238	3,048		

【従量電灯】

No.	需要施設	需要場所	検針方法等	予定使用電力量等													
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	大館労働基準監督署	大館市字三ノ丸6-2	自動検針装置：有 検針方法：自動検針	月別予定最大需要電力 (kVA)													最大
				18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
				月別予定使用電力量 (kWh)													合計
				946	1,056	997	1,144	1,180	1,088	1,198	1,136	1,023	1,064	1,077	1,104	13,013	
2	横手労働基準監督署	横手市旭川一丁目2-23	自動検針装置：有 検針方法：自動検針	月別予定最大需要電力 (kVA)													最大
				16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
				月別予定使用電力量 (kWh)													合計
				676	748	713	786	805	762	842	791	730	1,766	1,565	730	10,914	

秋田労働局が定める電力供給事業者に対するCO2排出量に関する基準

- 1 秋田労働局が定める電力供給事業者に対するCO2排出量に関する基準は、地球温暖化防止の観点より、当局における電気の需給契約に係る入札参加資格を定め、基準を次のとおりとする。

[基準]

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、

- ① 令和4年度の1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数
- ② 令和4年度の未利用エネルギーの活用状況
- ③ 令和4年度の再生可能エネルギー導入状況
- ④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組

上記4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が基準（70点）以上（裾切り方式）であること。

項目	基準	点数
① 令和4年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） (単位：kg-CO2/kWh)	0.000 以上 0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.525 未満	40
	0.525 以上 0.550 未満	35
	0.550 以上 0.575 未満	30
	0.575 以上 0.600 未満	25
	0.600 以上	0
② 令和4年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和4年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00%以上	20
	5.00%以上 10.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④・省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 ・地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、以下に記載する「各用語の定義」を参照。

※ 開示に関して、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電

力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る。)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が基準(70点)以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。

「各用語の定義」

① 令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数

[定義]

「令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。

令和4年度の事業者全体の調整後排出係数(地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「温対法」という。))に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの)

1. 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。
2. 温対法に基づき令和4年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和4年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。

② 令和4年度の未利用エネルギー活用状況

[定義]

未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和4年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。

令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和4年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値

(算定方式)

$$\text{令和4年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和4年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$$

1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
 - a. 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
 - b. 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギー

による発電分とする。

2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。
 - a. 工場等の廃熱又は排圧
 - b. 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）
 - c. 高炉ガス又は副生ガス
3. 令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
4. 令和4年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

③ 令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況

[定義]

再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの

(算定方式)

$$\text{令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況（\%）} = \frac{\text{令和4年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）}}{\text{令和4年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$$

1. 令和4年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）(kWh)は、次のaからeの合計値とする。ただし、aからeは令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

- a. 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端(kWh)）
- b. グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量(kWh)
- c. J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)
- d. 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)
- e. 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量(kWh)

2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備(太陽光、風力、水力(30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。)、地熱及びバイオマス)による電気を対象とする。

④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組

[定義]

需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。